

※処理事項		通信年月日 通信用日付印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月 日			法人番号		申告年月日 年 月 日
		殿					
所在地 (本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)			事業種目			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額			
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)	(ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額			
代表者 氏名	経理責任者 氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額(55)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額(56)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額(57)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額(58)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額(59)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額(60)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額(61)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額(62)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額(69)の金額	⑰						00
特別法人事業税額(17)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒						
備考							
関与税理士署名				(電話)			

前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③						00
この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④						00
均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤					月	
円× $\frac{⑤}{12}$	⑥					兆	十億
この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦						00
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業 年度の期間							
通算親法人の事業年度 の期間							

		事業年度又は 連結事業年度		・		・		法人名			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
摘要		課税標準		税率 (100)		税額			(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					(兆 十億 百万 千 円)						
所得割	所得金額総額	③4	兆 十億 百万 千 円		/		法人税割額				
	所得金額	③5	兆 十億 百万 千 円		/		道府県民税の特定 寄附金税額控除額				
付加価値割	付加価値額総額	③6	兆 十億 百万 千 円		/		税額控除超過額 相当額の加算額				
	付加価値額	③7	兆 十億 百万 千 円		/		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
資本割	資本金等の額総額	③8	兆 十億 百万 千 円		/		外国の法人税等 の額の控除額				
	資本金等の額	③9	兆 十億 百万 千 円		/		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額						
収入割	収入金額総額	④0	兆 十億 百万 千 円		/		納付すべき法人税割額 ②4-②5+②6-②7-②8-②9-③0				
	収入金額	④1	兆 十億 百万 千 円		/		③1のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					差引法人税割額 ③1-②6-③2						
所得割	所得金額総額	④2	兆 十億 百万 千 円		/						
	所得金額	④3	兆 十億 百万 千 円		/						
付加価値割	付加価値額総額	④4	兆 十億 百万 千 円		/						
	付加価値額	④5	兆 十億 百万 千 円		/						
資本割	資本金等の額総額	④6	兆 十億 百万 千 円		/						
	資本金等の額	④7	兆 十億 百万 千 円		/						
収入割	収入金額総額	④8	兆 十億 百万 千 円		/						
	収入金額	④9	兆 十億 百万 千 円		/						
合計事業税額 ③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7+④9				⑤0							
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤1							
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤2							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤3							
納付すべき事業税額 ⑤0-⑤1-⑤2-⑤3				⑤4							
⑤4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										
	所得割	⑤5	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑤6	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑤7	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑤8	兆 十億 百万 千 円				
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
所得割	⑤9	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑥0	兆 十億 百万 千 円					
資本割	⑥1	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑥2	兆 十億 百万 千 円					
摘要		課税標準		税率 (100)		税額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥3		兆 十億 百万 千 円		00					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥4		兆 十億 百万 千 円		00					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥5		兆 十億 百万 千 円		00					
合計特別法人事業税額 (⑥3+⑥4+⑥5)				⑥6							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥7							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥8							
納付すべき特別法人事業税額 ⑥6-⑥7-⑥8				⑥9							

(事業税)

(特別法人事業税)